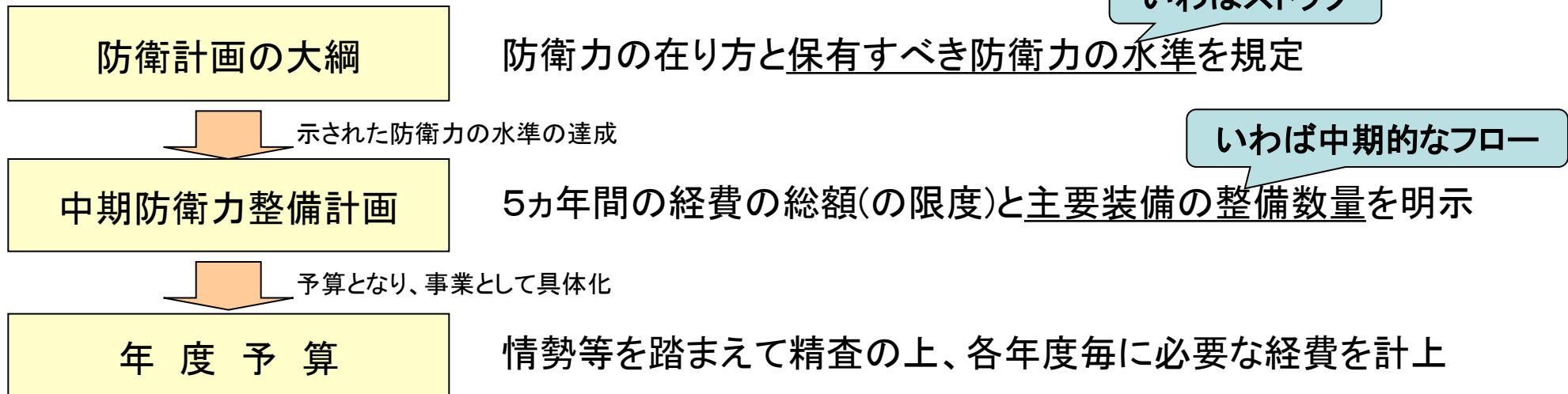


防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画の位置付け

位置づけ・意義

- 各種防衛装備品の取得や自衛隊の運用体制の確立等は一朝一夕にはできず、長い年月を要する。そのため、防衛力整備は、中長期的見通しに立つて行うことが必要。
- このため、政府として、昭和52年度以降、防衛計画の大綱(「大綱」)を定めて我が国の安全保障の基本方針や防衛力整備目標を示すとともに、昭和60年度まではいわゆる「GNP1%枠」のもとで、昭和61年度以降は5年間を対象とする中期防衛力整備計画(「中期防」)を策定し、同計画に従って、それぞれ各年度の防衛力整備を実施。
- 大綱及び中期防は、いずれも安全保障会議における審議・決定を経て、閣議決定される文書。

防衛計画の大綱と中期防、年度予算の関係



これまでの防衛力整備計画の推移

(参考)

| | |
|---------|--|
| 昭和 32 年 | 「国防の基本方針」 |
| 33 | 33↑ 一次防 (政府 3 か年計画) (32. 6. 14) |
| 35 | 35↓ 37↑ 二次防 (政府 5 か年計画) (36. 7. 18) |
| 40 | 41↓ 42↑ 三次防 (政府 5 か年計画) (41. 11. 29) |
| 45 | 46↓ 47↑ 四次防 (政府 5 か年計画) (47. 2. 8) |
| 50 | 51↓ |
| | — 「防衛計画の大綱」 策定 (51. 10. 29) — |
| | 「当面の防衛力整備について (GNP 1% 枠)」 (51. 11. 5) |
| 55 | 55↑ 53 中業 (防衛庁内部資料) |
| | 59↓ 58↑ 56 中業 (防衛庁内部資料) |
| 60 | 62↓ 61↑ 61 中期防 (政府 5 か年計画) (60. 9. 18) (GNP 比 1.02%) |
| 平成 元年 | 「今後の防衛力整備について」 決定 (62. 1. 24) |
| | 2↓ 3↑ 「平成 3 年度以降の防衛計画の基本的考え方について」 (2. 12. 19) |
| 5 | 03 中期防 (政府 5 か年計画) (2. 12. 20) |
| | 7↓ 03 中期防 (政府 5 か年計画) 修正 (4. 12. 18) |
| | — 「平成 8 年度以降に係る防衛計画の大綱」 策定 (7. 11. 28) — |
| 10 | 8↑ 08 中期防 (政府 5 か年計画) (7. 12. 15) |
| | 12↓ 08 中期防 (政府 5 か年計画) 見直し (9. 12. 19) |
| 15 | 13↑ 13 中期防 (政府 5 か年計画) (12. 12. 15) |
| | 16↓ 「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」 (15. 12. 19) |
| | — 「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱」 策定 (16. 12. 10) — |
| 20 | 17↑ 17 中期防 (政府 5 か年計画) (16. 12. 10) |
| | 21↓ 17 中期防 (政府 5 か年計画) 見直し (20. 12. 20) |
| | 22 「平成 22 年度の防衛力整備等について」 (21. 12. 17) |
| 22 | — 「平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱」 策定 (22. 12. 17) — |
| | 【National Defense Program Guidelines, FY2011 and beyond】 23↑ 23 中期防 (政府 5 か年計画) (22. 12. 17) |
| | 27↓ |